

## 船舶インシデント調査報告書

令和3年10月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	令和2年11月12日 13時55分ごろ
発生場所	三重県 <sup>みはま</sup> 御浜町 <sup>あたわ</sup> 阿田和東方沖 鵜殿港 <sup>うどの</sup> 南防波堤灯台から真方位043° 3.73海里付近 (概位 北緯33° 46.8′ 東経136° 04.4′)
インシデントの概要	プレジャーヨット <sup>ゆうゆう</sup> 遊友は、南西進中、定置網のワイヤロープが船底中央キール等に絡み、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年12月3日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーヨット 遊友、7.9トン
船舶番号、船舶所有者等	235-38257大阪、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1.0m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人2人を乗せ、約6ノットの対地速力で機走により南西進中、前路に定置網を示すブイが見えたので後進としたが、惰力で定置網に進入し、同網のワイヤロープがセンターボード及び舵に絡んで運航不能となった。</p> <p>本船は、船長が海上保安庁及び定置網所有者へ通報し、定置網所有者の作業船によって引き出された。</p> <p>船長は、初めて航行する海域であったので、定置網が設置されていることを調査していたが、詳細な位置までは知らず、波と船体の動揺で、直前まで定置網を示すブイに気付かなかった。</p> <p>本船は、センターボード下端までの喫水が約1.5mであった。</p>
分析	本船は、南西進中、波高約1.0mの波がある状況下、船長が、定置網の詳細な位置を知らないまま、直前まで定置網を示すブイに気付かず航行を続けたことから、定置網に進入し、同網のワイヤロープが船底中央キール等に絡み、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が南西進中、波高約1.0mの波がある状況下、船長が、定置網の詳細な位置を知らないまま、直前まで定置網を示すブイに気付かず航行を続けたため、定置網に進入し、同網のワイヤロープが船底中央キール等に絡んだことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

	<p>られる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船長は、出港前に航行予定海域の水路調査を行い、定置網等の障害物の正確な位置を把握すること。</li><li>・ 船長は、風浪のある状況下、船位を確認し、定置網等への見張りを適切に行うこと。</li></ul>
--	--